

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 3 号の 2 中「若しくは政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書若しくは確認書」に改め、同項第 6 1 6 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(616)の 3 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 3 2 条第 5 項の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の写しの交付
支部報告書等の写しの交付手数料 別表第 2 5 の 2 に掲げる区分に応じた額

別表第 7 の 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付の項区分の欄中「コンパクトディスク」を「光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、同項金額の欄中「コンパクトディスク」を「光ディスク」に改め、同表に次のように加える。

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 1 2 0 円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
---	---

別表第 2 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 5 の 2（第 2 条第 1 項第 6 1 6 号の 3 関係）

区分	金額
複写機により用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 1 0 円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが	光ディスク 1 枚につき 1 0 0 円に当該支部報告書等の用紙 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額

可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付	
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき120円に当該支部報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律(令和6年法律第64号)附則第5条第4項の場合におけるこの条例による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第93号の2の規定の適用については、同号中「収支報告書、」とあるのは「収支報告書、住所限定報告書(政治資金規正法の一部を改正する法律(令和6年法律第64号)附則第5条第4項の規定により政治資金規正法第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書に併せて提出された書面をいう。)、」とする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項中第561号の3を第561号の4とし、第561号の2を第561号の3とし、第561号の次に次の1号を加える。

561の2 支部報告書等の写しの交付手数料

(提案理由)

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。